

産業医契約

・・・報酬はいかほど？

事業場の方が最も関心があるところではないでしょうか？

そこで気になるのが、よそではどうしているのか？というところです。

産業医契約にあたって報酬をどのように設定しているのか、ご参考までに他社様の例示をします。

e.g. 1

規模 50 人を超えることからはじめて産業医を選任する事業場です。

月額報酬に見合う、毎月活動してもらえることを前提のオーソドックスな形式です。金額設定の参考になりますね。

【事業場情報】

県内企業の支店

規模 80 人程

有害業務・交替勤務なし

【産業医報酬】

月額：50, 000円

面談業務：1 件5, 000円

【交通費】

交通費：日当4, 000円 + (40 円/ km × 距離)

e.g. 2

单一の事業場としては小さいですが、大手企業として漏れなく安全衛生活動に取り組んでいる事業場です。

基本手当と実働手当として報酬を分け、訪問がない時は実働手当を払わない形式です。巡視だけでなく、相談業務も時給として換算されます。都会では産業医報酬を時給にするところが増えています。さすが大手さん、都会風の設定も参考になりますね。

【事業場情報】

大手企業関連会社

規模 20 人未満

有害業務・交替勤務なし

【産業医報酬】

基本手当：30, 000円/月

実働手当：10, 000円/時間（移動時間を含む）

【交通費】

当社基準に定めるマイカー通勤費の日額および

有料道路料金の実費

e.g. 3

規模 50 人未満の事業場であることから、安全衛生委員会の設置や産業医巡視の義務はありませんが、法律以上の安全衛生対策を行おうとの高い志がある事業場です。しかしながら多忙な月もあり、毎月実施はできません。

毎月の活動ではないので月額報酬設定は難しい、意見聴取は事業場単位ではなく企業全体を行ってほしいことから、1回あたりの報酬とし、あえて医師の意見聴取の報酬を分けています。支店数が多いところ等は参考になりますね。

【事業場情報】

県内企業

(本社含む 8 事業場 + 関連会社 1 事業場)

企業全体 90 人程、関連会社 20 人程

(各事業場はすべて規模 50 人未満)

有害業務・交替勤務なし

【産業医報酬】

1回につき 40,000 円 (年 5 回)

※安全衛生委員会出席、秋田市内にある 7 事業場を

1回につき 1か所づつ産業医巡視

医師の意見聴取 1 件につき 1,000 円

※関連会社含め約 110 名の医師の意見聴取

面談業務別途相談

【交通費】

産業医報酬に含む